

現 場 説 明 書

○ 契約の保証について

(1) 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

(ア) 保管金領収証書は、「四国銀行 中村支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「歳入歳出外現金出納官吏 四万十森林管理署総括事務管理官 八木 真由美」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

(ア) 契約保証金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」総称する。）とする。

(イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 四万十森林管理署長 増原俊光」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

(エ) 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載されている工事名が記載されるように申し込むこと。

(オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。

(カ) 保証期間は、工期を含むものとする。

(キ) 保証債務履行請求の有効期限は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとする。

(ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

ウ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

(ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する証券である。

(イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 四万十森林管理署長 増原 俊光」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 証券上の主契約の内容として工事名の欄には、工事請負契約書に記載されている工事名が記載されるように申し込むこと。

(エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。

(オ) 保証期間は、工期を含むものとする。

(カ) 請負代金額を変更する場合又は工期を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保証会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

(ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

(イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

(ウ) 保険証券の宛名の欄は、「分任支出負担行為担当官 四万十森林管理署長 増原 俊光」と記載するように申し込むこと。

(エ) 証券上の契約の内容として工事名の欄には、工事請負契約書に記載されている工事名が記載されるように申し込むこと。

(オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。

(カ) 保険期間は、工期を含むものとする。

(キ) 請負代金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保証会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1)の金融機関等の保証に係る保証書、公共工事履行保証証券に係る証券又は履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずることができる。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

(3) 当該措置を講ずる場合、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

○ 一次下請業者への支払について

一次下請業者に対する工事代金の支払は、速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

○ 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 当該発注業務（以下「発注業務」という。）において、暴力団員等による不当要求又は

業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

（２）（１）により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

（３）発注業務等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定に基づく対象建設工事の届出に係る事項の説明等について

（１）法律第 9 条に規定する対象建設工事について、受注者は法律第 10 条第 1 項第 1 号から 5 号までに掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を発注者に対し交付して説明するものとする。

○ 工事標識（受注者、発注者等明記されたもの）は、地域材を使用した木製とする。

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく産業廃棄物等の処理について

○	該当する
	該当しない

※該当する場合

産業廃棄物名	中間処理場	最終処分場
トタン	○	
ガラス		○
便座陶器		○
タイル		○
塩ビパイプ		○
障子・襖	○	
配電器具・配線類		○
釘類		○
畳	○	
ポリエチレン製品類		○
流し台		○

○ その他

入札執行回数は、原則として 2 回とする。